



鳥取県公報

令和3年3月31日（水）
号外第40号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則 （24）（環境立県推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （25）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則（26）（企業支援課）・・・ 23
	鳥取県産業成長応援条例施行規則の一部を改正する規則（27）（〃）・・・・・・・・・・ 25
	鳥取県森林組合法施行細則の一部を改正する規則（28）（農林水産総務課）・・・・・・・・ 26
	鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 （29）（林政企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（30）（水産課）・・・・・・・・ 45

公布された規則のあらまし

◇鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

大気汚染防止法等の一部が改正され、石綿を含有する全ての建築材料が規制対象とされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 解体等工事に係る事前調査を行うことができる者として、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者及び一戸建て等石綿含有建材調査者を加える。
- (2) 解体等工事の元請業者又は自主施工者（現行 解体等工事を施工しようとする者）は、事前調査を行ったときは、大気汚染防止法施行規則に規定する事項等を記録簿等に記録し、解体等工事が終了した日（現行事前調査の終了の日）から5年間保存するものとする。
- (3) 事前調査結果の揭示は、解体等工事が石綿粉じん排出等作業を伴うものであるかどうかにかかわらず、解体等工事の開始の日から解体等工事が終了する日まで行うものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講じる。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

県営住宅駐車場の使用者の変更等に係る手続の円滑化を図るなど、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県営住宅駐車場使用者等変更承認申請書等の様式について、県営住宅駐車場使用決定通知書を紛失した場合の申立欄を加える。
- (2) 所得税法の改正により寡婦及び寡夫の定義規定等が見直され、ひとり親控除の規定が新設されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付対象事業が見直され、異分野連携新事業分野開拓計画が経営革新計画に統合されたことに伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構と協調して行う貸付けの対象事業について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を廃止し、貸付対象事業を経営革新計画承認グループに統合する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県産業成長応援条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

二酸化炭素の排出量の削減を促進するため、県の経済の成長及び発展のために重点的に成長を促す必要がある産業の重点分野について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県の経済の成長及び発展のために重点的に成長を促す必要がある産業の重点分野に、低炭素型技術開発関連分野を加える。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

森林組合法の一部が改正され、森林組合等の吸収分割及び新設分割を可能とする知事の認可制度が新たに創設されたこと等に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次に掲げる申請を行う者が提出する書類を定める。
 - ア 森林組合又は森林組合連合会の吸収分割及び新設分割の認可の申請
 - イ 森林組合連合会の監査規程の制定、変更及び廃止の承認の申請
- (2) 県内の区域を地区とする森林組合連合会の設立の認可の申請等の規定の整備を行う。
- (3) その他所要の規定を整備する。
- (4) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の対象となる者の範囲を見直す。
- (2) 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和4年3月31日まで（現行 令和3年3月31日まで）とする。
- (3) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に規定する認定特定植栽事業者が認定特定植栽事業計画に従って特定植栽事業を実施する場合に貸付けを行うこととし、その償還期間は12年以内、据置期間は3年以内とする。
- (4) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の対象となる者の範囲を見直す。
- (2) 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和4年3月31日まで（現行 令和3年3月31日まで）とする。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、<u>条例及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）</u>で使用する用語の例による。</p> <p>(石綿含有材料等)</p> <p>第3条 <u>条例第2条第1項第4号</u>の規則で定める石綿を含有する保温材その他の建築物等の材料は、次に掲げるもののうち石綿の含有量が重量の0.1パーセントを超えるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(石綿粉じん排出等作業)</u></p> <p>第3条の2 <u>条例第2条第1項第5号</u>の規則で定める<u>特定建築材料は、前条第2号又は第3号に掲げる建築物等の材料のうち石綿の含有量が重量の0.1パーセントを超えるものとする。</u></p> <p><u>(県特定工事)</u></p> <p>第3条の3 <u>条例第2条第1項第7号</u>の規則で定める<u>県特定工事は、特定工事のうち、石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。</u></p> <p><u>(県届出対象特定工事)</u></p> <p>第3条の4 <u>条例第2条第1項第8号</u>の規則で定める<u>県届出対象特定工事は、次に掲げる石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事とする。</u></p> <p><u>(1) 石綿成形板に係る石綿粉じん排出等作業であって、当該作業に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超え、かつ、当該作業により撤去する石綿成形板の面積の合計が10平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>(2) 石綿セメント管に係る石綿粉じん排出等作業</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、<u>条例</u>で使用する用語の例による。</p> <p>(石綿含有材料等)</p> <p>第3条 <u>条例第2条第4号</u>の規則で定める石綿を含有する保温材その他の建築物等の材料は、次に掲げるもののうち石綿の含有量が重量の0.1パーセントを超えるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

であって、当該作業により撤去する石綿セメント管の延長が10メートルを超えるもの

(県作業基準)

第3条の5 条例第2条第1項第9号の規則で定める基準は、別表の左欄に掲げる作業の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(事業者が行う調査等)

第4条 条例第4条第2項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）は、次に掲げる工場又は事業場（以下「工場等」という。）において、工場等の施設内にあつては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条第2項に規定する厚生労働大臣の定める作業環境測定基準その他知事が適切と認める方法により、工場等の敷地の境界線にあつては大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他知事が適切と認める方法により行うものとする。

(1) 特定粉じん排出等作業（吹付け石綿及び第3条に規定する石綿を含有する保温材その他の建築物等の材料（同条第1号に掲げるものに限る。）に係るものに限る。次項において同じ。）であつて2日を超える期間にわたるものを行う工場等

(2)・(3) 略

2～6 略

7 事業者は、第1項第1号又は第2号に掲げる工場等にあつては特定粉じん排出等作業が終了するまでの間、同項第3号に掲げる工場等にあつては調査結果が判明した日から6月間、第5項の記録簿等に記載した事項を工場等の見やすい場所に掲示するものとする。

(多数の者が使用する建築物)

第5条 条例第2条第1項第6号の規則で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積が500平方メートル以上の建築物（以下「特定建築物」という。）とする。

(1)～(15) 略

(事前調査)

第6条の2 条例第6条の2の規定による調査（以下この条及び次条において「調査」という。）は、次に掲げる者（調査に係る建築物が一戸建て

(作業基準)

第3条の2 条例第2条第6号の規則で定める基準は、別表の左欄に掲げる作業の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(事業者が行う調査等)

第4条 条例第4条第2項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）は、次に掲げる工場又は事業場（以下「工場等」という。）において、工場等の施設内にあつては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条第2項に規定する厚生労働大臣の定める作業環境測定基準その他知事が適切と認める方法により、工場等の敷地の境界線にあつては大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他知事が適切と認める方法により行うものとする。

(1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）であつて2日を超える期間にわたるものを行う工場等

(2)・(3) 略

2～6 略

7 事業者は、第1項第1号又は第2号に掲げる工場等にあつては特定粉じん排出等作業又は石綿粉じん排出等作業が終了するまでの間、同項第3号に掲げる工場等にあつては調査結果が判明した日から6月間、第5項の記録簿等に記載した事項を工場等の見やすい場所に掲示するものとする。

(多数の者が使用する建築物)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積が500平方メートル以上の建築物（以下「特定建築物」という。）とする。

(1)～(15) 略

(事前調査)

第6条の2 条例第6条の2第1項の規定による調査（以下この条から第6条の4までにおいて「調査」という。）は、次に定めるところにより行う

の住宅及び共同住宅の住戸の内部以外である場合にあっては、第5号に掲げる者のうち一戸建て等石綿含有建材調査者を除く。）が、設計図書その他の書面及び目視により行うものとする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定による技術検定のうち建築施工管理の種目に合格した者
- (3) 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第48条の2第1項第48条の5第1項に規定する石綿作業主任者技能講習を修了した者
- (4) 一般社団法人JATI協会が認定したアスベスト診断士のうち日本アスベスト調査診断協会に登録されているもの
- (5) 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者及び同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

2 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、大気汚染防止法施行規則第16条の8に規定する事項及び次に掲げる事項を記録簿等に記録し、解体等工事が終了した日から5年間保存するものとする。

ものとする。ただし、第1号の方法により吹付け石綿が使用されていないことが確認されたときは、第2号に規定する分析を行わないで、他の石綿含有材料等が使用されているものとして、条例及び大気汚染防止法の規定を適用することができる。

- (1) 次に掲げる者が目視又は設計図書等の確認をすることにより、使用されている材料等の種類及び使用箇所を全て把握するよう努めること。
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定による技術検定のうち建築施工管理の種目に合格した者
 - ウ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第48条の2第1項第48条の5第1項に規定する石綿作業主任者技能講習を修了した者
 - エ 一般社団法人JATI協会が認定したアスベスト診断士のうち日本アスベスト調査診断協会に登録されているもの

(2) 前号の方法では石綿含有材料等の使用の有無が確認できないときは、使用されている材料等の分析を行うこと。

2 解体等工事を施工しようとする者は、調査を行ったときは、次に掲げる事項を記録簿等に記録し、当該記録簿等を調査の終了の日から5年間保存するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

3 略

(事前調査結果の説明)

第6条の3 条例第6条の3の規定による説明は、調査の終了後速やかに行うものとする。この場合において、解体等工事が報告対象工事又は県届出対象特定工事に該当するときは、災害その他の非常の事態の発生により当該解体等工事を緊急に行う必要がある場合を除き、説明の日と解体等工事の開始の日との間に14日以上の間を置かなければならない。

2 条例第6条の3の規則で定める事項は、法第18条の15第1項各号に掲げる事項及び報告対象工事にあっては第6条の5第3項に規定する事項（同項第1号に掲げる事項を除く。）と、県届出対象特定工事にあっては第7条第2項に規定する事項（同項第2号に掲げる事項を除く。）とする。

3 元請業者は、解体等工事が報告対象工事又は県届出対象特定工事に該当するときは、当該解体等工事の発注者が行う条例第6条の4第1項の規定による報告又は条例第7条第1項の規定による届出に協力しなければならない。

(事前調査結果の揭示)

第6条の4 法第18条の15第5項の規定による揭示は、解体等工事の開始の日から、解体等工事の終了の日まで行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 調査の方法及び終了年月日

(4) 略

(5) 前項第2号に規定する分析を行った場合は、分析を行った者の氏名

(6) 略

3 略

(事前調査結果の説明)

第6条の3 条例第6条の3第1項の規定による説明は、調査の終了後速やかに行うものとする。この場合において、解体等工事が報告対象工事又は届出対象工事に該当するときは、災害その他の非常の事態の発生により当該解体等工事を緊急に行う必要がある場合を除き、説明の日と解体等工事の開始の日との間に14日以上の間を置かなければならない。

2 条例第6条の3第1項本文前段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 調査を終了した年月日

(2) 調査の方法

(3) 調査の結果

3 条例第6条の3第1項本文後段の規則で定める事項は、報告対象工事にあつては第6条の5第3項に規定する事項と、届出対象工事にあつては第7条第3項に規定する事項とする。

4 調査を行った者は、解体等工事が報告対象工事又は届出対象工事に該当するときは、当該解体等工事の発注者が行う条例第6条の4第1項の規定による報告又は条例第7条第1項の規定による届出に協力しなければならない。

(事前調査結果の揭示)

第6条の4 条例第6条の3第2項の規定による揭示は、解体等工事の開始の日から、解体等工事が特定工事に該当する場合にあつては条例第7条の3第1項の規定による揭示を開始する日まで、解体等工事が特定工事に該当しない場合にあつては解体等工事が終了する日まで行うものとする。

2 条例第6条の3第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 調査を終了した年月日

<p>(事前調査結果の報告)</p> <p>第6条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第6条の4第1項第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>条例第6条の3</u>の規定による説明を受けた年月日</p> <p>4 条例第6条の4第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>使用されている材料等の分析を行った場合は、当該分析に係る材料の採取箇所を明示した書類及びその分析結果書の写し</u></p>	<p>(3) <u>調査の方法</u></p> <p>(4) <u>解体等工事が特定工事に該当する場合は、石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等(以下「作業対象建築物等」という。)の部分における石綿含有材料等の種類</u></p> <p>(事前調査結果の報告)</p> <p>第6条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第6条の4第1項第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>条例第6条の3第1項</u>の規定による説明を受けた年月日</p> <p>4 条例第6条の4第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第6条の2第1項第2号に規定する分析を行った場合は、当該分析に係る材料の採取箇所を明示した書類及びその分析結果書の写し</u></p>
<p>(<u>県届出対象特定工事の実施の届出</u>)</p> <p>第7条 <u>条例第7条第1項本文又は第2項の規定による届出は、県届出対象特定工事实施届出書(様式第2号)によるものとする。</u></p> <p>2 条例第7条第1項第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等(以下「作業対象建築物等」という。)の構造</u></p> <p>(2) <u>県届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>条例第6条の3</u>の規定による説明を受けた年月日</p> <p>3 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次のと</p>	<p>(<u>石綿粉じん排出等作業の実施の届出</u>)</p> <p>第7条 <u>条例第7条第1項本文の規則で定める石綿粉じん排出等作業は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>石綿成形板に係る石綿粉じん排出等作業であって、当該作業に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超え、かつ、当該作業により撤去する石綿成形板の面積の合計が10平方メートルを超えるもの</u></p> <p>(2) <u>石綿セメント管に係る石綿粉じん排出等作業であって、当該作業により撤去する石綿セメント管の延長が10メートルを超えるもの</u></p> <p>2 <u>条例第7条第1項本文又は第2項の規定による届出は、石綿粉じん排出等作業実施届出書(様式第2号)によるものとする。</u></p> <p>3 条例第7条第1項第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>作業対象建築物等の構造</u></p> <p>(2) <u>届出対象工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>条例第6条の3第1項</u>の規定による説明を受けた年月日</p> <p>4 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次のと</p>

おりとする。

- (1) 略
- (2) 石綿粉じん排出等作業の工程を明示した県届出対象特定工事の工程表
- (3)・(4) 略

(特定工事に係る揭示)

第7条の2 条例第7条の3第1項の規則で定める事項は、大気汚染防止法施行規則第16条の4第2号ロに掲げる事項のほか、次のとおりとする。

- (1) 特定粉じん排出等作業の種類
- (2) 元請業者又は自主施工者の連絡先
- (3) 特定粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するために講ずる措置の概要
- (4) 条例第7条第1項若しくは第2項又は大気汚染防止法第18条の17第1項若しくは第2項の規定による届出をした場合は、届出先、その連絡先及び届出年月日

(処理予定量等の届出)

第8条 略

(作業終了等の報告)

第9条 条例第10条の2の規定による石綿含有材料等の処理の状況の報告は、石綿含有材料等処理状況等報告書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の報告は、最終的に処理が終了した日(処理を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3

おりとする。

- (1) 略
- (2) 石綿粉じん排出等作業の工程を明示した届出対象工事の工程表
- (3)・(4) 略

(石綿粉じん排出等作業等に係る揭示)

第7条の2 条例第7条の3第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 石綿粉じん排出等作業又は特定粉じん排出等作業の種類
- (2) 施工者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先
- (3) 現場責任者の氏名
- (4) 石綿粉じん排出等作業又は特定粉じん排出等作業を行う期間
- (5) 石綿粉じん排出等作業又は特定粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するために講ずる措置の概要
- (6) 条例第7条第1項若しくは第2項又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出をした場合は、届出先、その連絡先及び届出年月日

(処理予定量等の届出)

第8条 略

2 条例第10条第3項の規定による報告は、石綿含有材料等処理状況報告書(様式第4号)によるものとする。

3 前項の報告は、最終的に処理が終了した日(処理を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第4項又は第5項の規定に基づく最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日)から14日以内に行うものとする。

第4項又は第5項の規定に基づく最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日) から14日以内に行うものとする。

(二以上の石綿粉じん排出等作業に係る届出)

第10条 略

(身分証明書)

第11条 略

別表 (第3条の5関係)

略

様式第1号 (第6条の5関係)

年 月 日

事前調査結果報告書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

吹付け石綿の使用の有無を調査したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項本文(第2項)の規定により、次のとおり報告します。

略	
条例第6条の3に基づく説明を受けた年月日	年 月 日

注 1 略

2 条例第6条の3に基づく説明を受けた年月日欄は、報告対象工事を自ら施工する場合は記入しないこと。

添付書類 略

別紙 略

様式第2号 (第7条関係)

年 月 日

県届出対象特定工事実施届出書

職 氏 名 様

郵便番号

(二以上の石綿粉じん排出等作業に係る届出)

第9条 略

(身分証明書)

第10条 略

別表 (第3条の2関係)

略

様式第1号 (第6条の5関係)

年 月 日

事前調査結果報告書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

吹付け石綿の使用の有無を調査したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項本文(第2項)の規定により、次のとおり報告します。

略	
条例第6条の3第1項に基づく説明を受けた年月日	年 月 日

注 1 略

2 条例第6条の3第1項に基づく説明を受けた年月日欄は、報告対象工事を自ら施工する場合は記入しないこと。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 略

別紙 略

様式第2号 (第7条関係)

年 月 日

石綿粉じん排出等作業実施届出書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所
 (法人にあつては、主たる
 事務所の所在地)
 届出者 氏 名
 (法人にあつては、名称及
 び代表者の氏名)
 電話番号

県届出対象特定工事を実施するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第7条第1項本文(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
県届出対象特定工事の場所	
略	
県届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先	
略	
条例第6条の3に基づく説明を受けた年月日	年 月 日

注 1 元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の欄又は下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の欄は、請負契約による場合のみ記入すること。

- 2 略
- 3 略
- 4 条例第6条の3に基づく説明を受けた年月日欄は、県届出対象特定工事を自ら施工する場合は記入しないこと。

添付書類

- 1 略
 - 2 石綿粉じん排出等作業の工程を明示した県届出対象特定工事の工程表
 - 3・4 略
- 別紙 略

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

住 所
 (法人にあつては、主たる
 事務所の所在地)
 届出者 氏 名 ㊟
 (法人にあつては、名称及
 び代表者の氏名)
 電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第7条第1項本文(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
届出対象工事の場所	
略	
届出対象工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先	
略	
条例第6条の3第1項に基づく説明を受けた年月日	年 月 日

注

- 1 略
- 2 略
- 3 条例第6条の3第1項に基づく説明を受けた年月日欄は、届出対象工事を自ら施工する場合は記入しないこと。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 略
 - 2 石綿粉じん排出等作業の工程を明示した届出対象工事の工程表
 - 3・4 略
- 別紙 略

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理予定量届出書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等を処理するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

略

注

届出工事の場所の欄には、県届出対象特定工事実施届出書に記載した県届出対象特定工事の場所又は特定粉じん排出等作業実施届出書に記載した届出対象特定工事の場所を記載すること。

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理状況等報告書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等の処理が終了したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条の2の規定により、次のとおりその状況を報告します。

略

注

1 届出工事の場所の欄には、県届出対象特定工事実施届出書に記載した県届出対象特定工事の場所又は特定粉じん排出等作業実施届出書に記載した特定工事の場所を記載すること。

2 作業の実施の期間の欄には、特定粉じん排出

石綿含有材料等処理予定量届出書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 [㊟]

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等を処理するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 届出工事の場所の欄には、石綿粉じん排出等作業実施届出書に記載した届出対象工事の場所又は特定粉じん排出等作業実施届出書に記載した特定工事の場所を記載すること。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理状況報告書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 [㊟]

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等の処理が終了したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第3項の規定により、次のとおりその状況を報告します。

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 届出工事の場所の欄には、石綿粉じん排出等作業実施届出書に記載した届出対象工事の場所又は特定粉じん排出等作業実施届出書に記載した特定工事の場所を記載すること。

3 作業の実施の期間の欄には、石綿粉じん排出

等作業を行った期間を記載すること。

3 石綿含有材料等の処理を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第4項又は第5項の規定により送付を受けた最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しを複写したものを添付すること。(運搬のみを委託した場合にあっては、同条第3項の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写したものを添付すること。)

4 大気汚染防止法第18条の23第1項の規定による報告を行うべき者である場合は、当該報告に係る報告書の写しを提出すること。

様式第5号 (第11条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県石綿健康被害防止条例 (抜粋)
(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者、元請業者若しくは下請負人若しくは自主施工者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所、営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出

エ 第10条の2の規定による報告

オ 略

(2)・(3) 略

2・3 略

第17条 略

等作業又は特定粉じん排出等作業を行った期間を記載すること。

4 石綿含有材料等の処理を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項又は第4項の規定により送付を受けた最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しを複写したものを添付すること。(運搬のみを委託した場合にあっては、同条第2項の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写したものを添付すること。)

様式第5号 (第10条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県石綿健康被害防止条例 (抜粋)
(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第3項の規定による報告

エ 略

(2)・(3) 略

2・3 略

第17条 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条の2から第11条までの規定は、この規則の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事（鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例（令和3年鳥取県条例第18号）による改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項若しくは第2項の規定による報告がされた報告対象工事、第7条第1項若しくは第2項の規定による届出がされた届出対象工事又は第10条第1項若しくは第2項の規定による届出がされた届出対象工事等であって、同日前に着手していないもの（以下この項において「報告等がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（報告等がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居の申込書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号イから<u>ト</u>までに規定する者（以下「控除対象者」という。）がある場合において、前号の書類で控除対象者の証明ができないときは、これを証明する書類</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>様式第1号（第2条、第8条の4関係） 県営住宅入居申込書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第5条第1項第1号に規定する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。</p> <p>また、家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">略</div> </div>	<p>(入居の申込書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号イから<u>ホ</u>までに規定する者（以下「控除対象者」という。）がある場合において、前号の書類で控除対象者の証明ができないときは、これを証明する書類</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>様式第1号（第2条、第8条の4関係） 県営住宅入居申込書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第5条第1項第1号に規定する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。</p> <p>また、家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">略</div> </div>

略	控除額							控除額計
	同居扶養	老人養及び老控対象配偶者	特定扶養	老年者	寡婦	ひとり親	障害者	
略								

略	控除額							控除額計
	同居扶養	老人養及び老控対象配偶者	特定扶養	老年者	寡婦及び寡夫	障害者	特別障害者	
略								

略 - 略 ÷ 12 = 略

略 - 略 ÷ 12 = 略

略

略

略

略

備考 略

備考 略

<担当課処理欄>

<担当課処理欄>

略

略

略

略

様式第10号の5 (第6条の5、第8条の4関係)
収入申告書

様式第10号の5 (第6条の5、第8条の4関係)
収入申告書

略

略

職 氏名 様

職 氏名 様

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、次のとおり収入の申告をします。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、次のとおり収入の申告をします。

また、この申告書により家賃等の減免等が可能な場合は、家賃等の減免等を希望 (します・しません)。

また、この申告書により家賃等の減免等が可能な場合は、家賃等の減免等を希望 (します・しません)。

年 月 日

年 月 日

団地 棟 号
(入居者) (緊急連絡先)

団地 棟 号
(入居者) (緊急連絡先)

氏名 氏名

氏名 氏名

電話番号 電話番号

電話番号 電話番号

略	※控除額							略
	親族	老扶	特扶	普障	特障	寡婦	ひとり親	
略								
略								

略	※控除額							略
	親族	老扶	特扶	普障	特障	寡婦	寡夫	
略								
略								

備考 略

備考 略

様式第10号の6 (第6条の5、第8条の4関係)
収入額認定に対する意見申出書

様式第10号の6 (第6条の5、第8条の4関係)
収入額認定に対する意見申出書

職 氏名 様

職 氏名 様

年 月 日付 第 号で通知のあった収入の額の認定については、その認定を更正していただくよう、下記のとおり申し上げます。

年 月 日付 第 号で通知のあった収入の額の認定については、その認定を更正していただくよう、下記のとおり申し上げます。

また、この申出により家賃等の減免等が可能である

また、この申出により家賃等の減免等が可能である

場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日
郵便番号
住所
申出者 団地第 号
氏名
(電話番号)
記

略

添付書類 1 次の場合に応じ、それぞれに掲げる書類
(1) 略
(2) 出生、死亡、転出若しくは転入による場合又はひとり親の場合 住民票
(3) 寡婦の場合 戸籍謄本及び住民票
(4) 障害者の場合 障害者手帳の写し
2 略
備考 略

様式第23号（第14条関係）

収入超過者認定通知書

第 号

団地第 号
様

あなたの収入は、次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第1項の規定に基づき収入超過者として認定したので、同項の規定により通知します。

このため、あなたは同条例第20条の規定により現在入居中の県営住宅を明け渡すよう努めなければなりません。引き続き入居する場合は、同条例第21条第1項に定める家賃を納入していただきますので御了解ください。

年 月 日

職 氏名

略			
略			
略	控除の	控除の事由	控除額
		略	

場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日
郵便番号
住所
申出者 団地第 号
氏名
(電話番号)
記

略

添付書類 1 次の場合に応じ、それぞれに掲げる書類
(1) 略
(2) 出生、死亡、転出又は転入による場合 住民票
(3) 寡婦による場合 戸籍謄本
(4) 障害者の場合 障害者手帳の写し
2 略
備考 略

様式第23号（第14条関係）

収入超過者認定通知書

第 号

団地第 号
様

あなたの収入は、次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第1項の規定に基づき収入超過者として認定したので、同項の規定により通知します。

このため、あなたは同条例第20条の規定により現在入居中の県営住宅を明け渡すよう努めなければなりません。引き続き入居する場合は、同条例第21条第1項に定める家賃を納入していただきますので御了解ください。

年 月 日

職 氏名 印

略			
略			
略	控除の	控除の事由	控除額
		略	

内 訳	寡婦	
	ひとり親	
	略	
略		

内 訳	寡婦又は寡夫	
	略	
	略	
略		

様式第24号（第14条関係）

収入超過者認定更正通知書

第 号

団地第 号
様

年 月 日付で意見の申出のあった収入超過者の認定については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第3項の規定に基づき、次のとおり更正を決定したので、同項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏名

略		
略		
控除の内訳	控除の事由	控除額
	略	
	寡婦	
	ひとり親	
略		

様式第24号（第14条関係）

収入超過者認定更正通知書

第 号

団地第 号
様

年 月 日付で意見の申出のあった収入超過者の認定については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第3項の規定に基づき、次のとおり更正を決定したので、同項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏名 印

略		
略		
控除の内訳	控除の事由	控除額
	略	
	寡婦又は寡夫	
	略	
略		

様式第25号（第14条関係）

高額所得者認定通知書

第 号

団地第 号
様

あなたの収入は、次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定に基づき高額所得者として認定したので、同項の規定により通知します。

このため、同条例第21条の2第1項の規定により、あなたに対して県営住宅の明渡しを請求することとなりますので、あらかじめ御承知ください。

年 月 日

職 氏 名

様式第25号（第14条関係）

高額所得者認定通知書

第 号

団地第 号
様

あなたの収入は、次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定に基づき高額所得者として認定したので、同項の規定により通知します。

このため、同条例第21条の2第1項の規定により、あなたに対して県営住宅の明渡しを請求することとなりますので、あらかじめ御承知ください。

年 月 日

職 氏 名 印

略					
年次	入居者及び同居者の氏名	年間所得金額 (A)	公営住宅法施行令第9条第2項の控除 (B)	公営住宅法施行令第1条第3号の控除の事由 (C)	収入月額 ((A) - (B) - (C)) / 12
	略				略
一年次	略				略
	寡婦 ひとり親				
二年次	略				略
	寡婦 ひとり親				
略					

様式第26号 (第14条関係)

高額所得者認定更正通知書					
					第 号
団地第 号 様					
年 月 日付けで意見の申出のあった高額所得者の認定については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第3項の規定に基づき、次のとおり更正を決定したので、同項の規定により通知します。					
年 月 日					
職 氏 名					
略					
年次	入居者及び同居者の氏名	年間所得金額 (A)	公営住宅法施行令第9条第	公営住宅法施行令第1条第3号の控除	収入月額 ((A) - (B) - (C)) / 12
	略				略

略					
年次	入居者及び同居者の氏名	年間所得金額 (A)	公営住宅法施行令第9条第2項の控除 (B)	公営住宅法施行令第1条第3号の控除の事由 (C)	収入月額 ((A) - (B) - (C)) / 12
	略				略
一年次	略				略
	寡婦又は寡夫				
二年次	略				略
	寡婦又は寡夫				
略					

様式第26号 (第14条関係)

高額所得者認定更正通知書					
					第 号
団地第 号 様					
年 月 日付けで意見の申出のあった高額所得者の認定については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第3項の規定に基づき、次のとおり更正を決定したので、同項の規定により通知します。					
年 月 日					
職 氏 名 団					
略					
年次	入居者及び同居者の氏名	年間所得金額 (A)	公営住宅法施行令第9条第	公営住宅法施行令第1条第3号の控除	収入月額 ((A) - (B) - (C)) / 12
	略				略

	2 項 の 控除 (B)	控除の 事由	控 除 額 (C)	B) - (C) / 12
一 年 次	略			略
		寡婦		
		ひとり 親		
二 年 次	略			略
		寡婦		
		ひとり 親		
略				

	2 項 の 控除 (B)	控除の 事由	控 除 額 (C)	B) - (C) / 12
一 年 次	略			略
		寡婦又 は寡夫		
	略			
二 年 次	略			略
		寡婦又 は寡夫		
	略			
略				

様式第26号の2 (第14条関係)

収入超過者 (高額所得者) 認定に対する意見申告書
職 氏名 様

年 月 日付第 号で通知のあった収入超過者
(高額所得者) の認定については、その認定を更正し
ていただくよう、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号
住所
申出者 団地第 号
氏名
(電話)
記

略

- 添付書類 1 次の場合に応じ、それぞれに掲げる
書類
- (1) 略
 - (2) 出生、死亡、転出若しくは転入
による場合又はひとり親の場合 住
民票
 - (3) 寡婦の場合 戸籍謄本及び住民
票
 - (4) 略
- 2 略

様式第26号の2 (第14条関係)

収入超過者 (高額所得者) 認定に対する意見申告書
職 氏名 様

年 月 日付第 号で通知のあった収入超過者
(高額所得者) の認定については、その認定を更正し
ていただくよう、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号
住所
申出者 団地第 号
氏名
(電話)
記

略

- 添付書類 1 次の場合に応じ、それぞれに掲げる
書類
- (1) 略
 - (2) 出生、死亡、転出又は転入によ
る場合 住民票
 - (3) 寡婦による場合 戸籍謄本
 - (4) 略
- 2 略

様式第33号（第16条の8関係）

県営住宅駐車場使用者等変更承認申請書

年 月 日

職 氏名 様

略

次のとおり駐車場使用者又は使用車両の変更の決定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

略

略

略

申立欄

私は、県営住宅駐車場の使用許可を受けましたが、県営住宅駐車場使用決定通知書を紛失しました。

なお、紛失した県営住宅駐車場使用決定通知書を発見した場合は、速やかに返還します。

氏名

備考

1・2 略

3 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(3) 略

(4) 県営住宅駐車場使用決定通知書（紛失した場合は、上記申立欄に記名してください。）

様式第33号の2（第16条の8の2関係）

県営住宅駐車場暫定使用承認申請書

年 月 日

職 氏名 様

略

次のとおり駐車場の6月以内の使用の承認を受けたいので、申請します。

略

略

申立欄

私は、県営住宅駐車場の使用許可を受けましたが、県営住宅駐車場使用決定通知書を紛失しました。

なお、紛失した県営住宅駐車場使用決定通知書を発見した場合は、速やかに返還します。

様式第33号（第16条の8関係）

県営住宅駐車場使用者等変更承認申請書

年 月 日

職 氏名 様

略

次のとおり駐車場使用者又は使用車両の変更の決定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

略

略

略

備考

1・2 略

3 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(3) 略

(4) 県営住宅駐車場使用決定通知書

様式第33号の2（第16条の8の2関係）

県営住宅駐車場暫定使用承認申請書

年 月 日

職 氏名 様

略

次のとおり駐車場の6月以内の使用の承認を受けたいので、申請します。

略

略

<p style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">氏名 _____</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県営住宅駐車場使用決定通知書 <u>(紛失した場合は、上記申立欄に記名してください。)</u></p> <p>様式第34号 (第16条の9関係)</p> <p style="text-align: center;">県営住宅駐車場返還届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>現在使用している県営住宅 団地 番の駐車場を次のとおり返還します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">申立欄</p> <p>私は、県営住宅駐車場の使用許可を受けましたが、県営住宅駐車場使用決定通知書を紛失しました。</p> <p>なお、紛失した県営住宅駐車場使用決定通知書を発見した場合は、速やかに返還します。</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____</p> </div> <p>備考 略</p> <p>添付書類 県営住宅駐車場使用決定通知書 <u>(紛失した場合は、上記申立欄に記名してください。)</u></p>	<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県営住宅駐車場使用決定通知書</p> <p>様式第34号 (第16条の9関係)</p> <p style="text-align: center;">県営住宅駐車場返還届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p>現在使用している県営住宅 団地 番の駐車場を次のとおり返還します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 略</p> <p>添付書類 県営住宅駐車場使用決定通知書</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	内容	名称	内容
1 経営革新計画承認グループ事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号イに掲げる事業であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。） <u>第26条</u> の基準に適合しているもの	1 経営革新計画承認グループ事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち、 <u>経営革新のための事業</u> であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。） <u>第26条第1項</u> の基準に適合しているもの
		2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	政令第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓のための事業であって、省令第26条第2項の基準に適合しているもの
<u>2</u> 略		<u>3</u> 略	
<u>3</u> 略		<u>4</u> 略	
<u>4</u> 略		<u>5</u> 略	
<u>5</u> 略		<u>6</u> 略	
<u>6</u> 略		<u>7</u> 略	
<u>7</u> 略		<u>8</u> 略	
<u>8</u> 略		<u>9</u> 略	
<u>9</u> 略		<u>10</u> 略	
<u>10</u> 略		<u>11</u> 略	
<u>11</u> 略		<u>12</u> 略	
<u>12</u> 略		<u>13</u> 略	
<u>13</u> 略		<u>14</u> 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県産業成長応援条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県産業成長応援条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県産業成長応援条例施行規則（令和元年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（重点分野）</p> <p>第2条 条例第2条第3号の規則で定める産業の分野は、次の各号に掲げるとおりとし、その範囲はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） <u>低炭素型技術開発関連分野 自らが開発した新たな商品、サービス又は技術を活用して、温室効果ガスの排出の抑制、エネルギーの消費量の削減その他二酸化炭素の排出量の削減に資する先進的な取組であって知事が認めたものを行う産業</u></p>	<p>（重点分野）</p> <p>第2条 条例第2条第3号の規則で定める産業の分野は、次の各号に掲げるとおりとし、その範囲はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）第3条第1項の認定を受けた産業成長事業については、なお従前の例による。

鳥取県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県森林組合法施行細則（平成20年鳥取県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 森林組合連合会 県の区域又は<u>県内の区域のみ</u>を地区とする森林組合連合会をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(決算関係書類及び事業計画書)</p> <p>第3条 森林組合及び森林組合連合会（<u>県内の区域のみを地区とするものに限る。</u>）は、事業年度ごとに法第50条第7項（<u>法第109条第3項において準用する場合を含む。</u>）に規定する決算関係書類及び事業計画書の写しを通常総会終了後速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>(申請等に係る提出書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 別表の左欄に掲げる者のうち同表2の項の中欄の(1)から(8)まで及び(10)から<u>(15)</u>まで、同表3の項の中欄の(1)から(3)まで並びに同表4の項、6の項、<u>7の項、10の項及び11の項</u>の中欄に掲げる申請等を行うものは、それぞれ同表の右欄に掲げる書類に加え、当該申請等を行う理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請等を行う者</th> <th>申請等の区分</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 森林組合<u>及</u>生産森林組合<u>及び</u>森林<u>及び</u>森</td> <td>法第78条第1項（法第100条第3項<u>及び</u>第109条第4項）<u>において準用する場合</u></td> <td>ア～エ 略 オ 法第75条第1項（法第100条第3項<u>及び</u>第109条第4項）<u>において</u></td> </tr> </tbody> </table>	申請等を行う者	申請等の区分	提出書類	1 森林組合 <u>及</u> 生産森林組合 <u>及び</u> 森林 <u>及び</u> 森	法第78条第1項（法第100条第3項 <u>及び</u> 第109条第4項） <u>において準用する場合</u>	ア～エ 略 オ 法第75条第1項（法第100条第3項 <u>及び</u> 第109条第4項） <u>において</u>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 森林組合連合会 県の区域を地区とする森林組合連合会をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(決算関係書類及び事業計画書)</p> <p>第3条 森林組合は、事業年度ごとに法第50条第7項に規定する決算関係書類及び事業計画書の写しを通常総会終了後速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>(申請等に係る提出書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 別表の左欄に掲げる者のうち同表2の項の中欄の(1)から(8)まで及び(10)から<u>(14)</u>まで、同表3の項の中欄の(1)から(3)まで並びに同表4の項、6の項<u>及び</u>7の項の中欄に掲げる申請等を行うものは、それぞれ同表の右欄に掲げる書類に加え、当該申請等を行う理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請等を行う者</th> <th>申請等の区分</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 森林組合<u>及</u>生産森林組合の発</td> <td>法第78条第1項（法第100条第3項<u>において準用する場合を含む。</u>）の規定に</td> <td>ア～エ 略 オ 法第75条第1項（法第100条第3項<u>において準用する場合</u>を含む。）の規定に</td> </tr> </tbody> </table>	申請等を行う者	申請等の区分	提出書類	1 森林組合 <u>及</u> 生産森林組合の発	法第78条第1項（法第100条第3項 <u>において準用する場合を含む。</u> ）の規定に	ア～エ 略 オ 法第75条第1項（法第100条第3項 <u>において準用する場合</u> を含む。）の規定に
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類											
1 森林組合 <u>及</u> 生産森林組合 <u>及び</u> 森林 <u>及び</u> 森	法第78条第1項（法第100条第3項 <u>及び</u> 第109条第4項） <u>において準用する場合</u>	ア～エ 略 オ 法第75条第1項（法第100条第3項 <u>及び</u> 第109条第4項） <u>において</u>											
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類											
1 森林組合 <u>及</u> 生産森林組合の発	法第78条第1項（法第100条第3項 <u>において準用する場合を含む。</u> ）の規定に	ア～エ 略 オ 法第75条第1項（法第100条第3項 <u>において準用する場合</u> を含む。）の規定に											

<p>林組合 連合会 (<u>県内 の区域 のみを 地区と するも のに限 る。2 の項か ら5の 項ま で、10 の項及 び11の 項にお いて同 じ。)</u> の発起 人</p>	<p>を含む。)の規 定による組合の 設立の認可の申 請</p>	<p>準用する場合を 含む。)及び法第 77条第1項(法 第100条第3項及 び第109条第4項 において準用す る場合を含む。) の規定による公 告を行ったこと を証する書類 カ・キ 略</p>	<p>起人</p>	<p>よる組合の設立 の認可の申請</p>	<p>む。)及び法第77 条第1項(法第 100条第3項にお いて準用する場 合を含む。)の規 定による公告を 行ったことを証 する書類 カ・キ 略</p>
<p>2 森林 組 合 (<u>(14) に掲げ る申請 にあっ ては、 法第88 条の2</u></p>	<p>(1) 法第10条 第1項(法第 109条第1項 において準用 する場合を含 む。)の規定 による信託規 程の制定の承 認の申請</p>	<p>略</p>	<p>2 森林 組 合 (<u>(14) に掲げ る申請 にあっ ては、 森林組 合連合 会の会 員であ る森林 組合)</u></p>	<p>(1) 法第10条 第1項の規定 による信託規 程の制定の承 認の申請</p>	<p>略</p>
<p><u>第1項 に規定 する吸 収分割 組合及 び吸収 分割承 継組合 等と</u></p>	<p>(2) 法第10条 第3項(法第 109条第1項 において準用 する場合を含 む。)の規定 による信託規 程の変更の承 認の申請</p>	<p>略</p>	<p>(2) 法第10条 第3項の規定 による信託規 程の変更の承 認の申請</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p><u>し、 (15)に 掲げる 申請に あつて は、森 林組合</u></p>	<p>(3) 法第10条 第3項(法第 109条第1項 において準用 する場合を含 む。)の規定 による信託規</p>	<p>略</p>	<p>(3) 法第10条 第3項の規定 による信託規 程の廃止の承 認の申請</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

連 合 会 の 会 員 だ ー 森 林 組 合) 及 び 森 林 組 合 連 合 会 ((14) に 掲 げ る 申 請 に あ っ て は、 法 第 108 条 の 4 に 規 定 す る 吸 収 分 割 連 合 会 及 び 吸 収 分 割 承 継 連 合 会)	程の廃止の承 認の申請				
	(4) 法第10条 第4項(法第 109条第1項 において準用 する場合を含 む。)の規定 による信託規 程の軽微な事 項に係る変更 の届出	略		(4) 法第10条 第4項の規定 による信託規 程の軽微な事 項に係る変更 の届出	略
	(5) 法第24条 第1項(法第 109条第1項 において準用 する場合を含 む。)の規定 による林地処 分事業実施規 程の制定の承 認の申請	略		(5) 法第24条 第1項の規定 による林地処 分事業実施規 程の制定の承 認の申請	略
	(6) 法第24条 第3項(法第 109条第1項 において準用 する場合を含 む。)の規定 による林地処 分事業実施規 程の変更の承 認の申請	略		(6) 法第24条 第3項の規定 による林地処 分事業実施規 程の変更の承 認の申請	略
	(7) 法第24条 第3項(法第 109条第1項 において準用 する場合を含 む。)の規定 による林地処 分事業実施規 程の廃止の承 認の申請	略		(7) 法第24条 第3項の規定 による林地処 分事業実施規 程の廃止の承 認の申請	略
	(8) 法第24条 第4項(法第 109条第1項	略		(8) 法第24条 第4項の規定 による林地処	略

<p>において準用 する場合を含 む。)の規定 による林地処 分事業実施規 程の軽微な事 項に係る変更 の届出</p>		<p>分事業実施規 程の軽微な事 項に係る変更 の届出</p>	
<p>(9) 法第25条 第1項(法第 109条第1項 において準用 する場合を含 む。)の規定 による林道開 設等に要した 費用の一部を 負担させるこ とについての 認可の申請</p>	<p>略</p>	<p>(9) 法第25条 第1項の規定 による林道開 設等に要した 費用の一部を 負担させるこ とについての 認可の申請</p>	<p>略</p>
<p>(10) 法第26条 の3第1項 (法第109条 第1項におい て準用する場 合を含む。)の 規定による 森林経営規程 の承認の申請</p>	<p>略</p>	<p>(10) 法第26条 の3第1項の 規定による森 林経営規程の 承認の申請</p>	<p>略</p>
<p>(11) 法第26条 の3第3項 (法第109条 第1項におい て準用する場 合を含む。)の 規定による 森林経営規程 の変更の承認 の申請</p>	<p>略</p>	<p>(11) 法第26条 の3第3項の 規定による森 林経営規程の 変更の承認の 申請</p>	<p>略</p>
<p>(12) 法第26条 の3第3項 (法第109条 第1項におい て準用する場 合を含む。)の 規定による 森林経営規程 の廃止の承認 の申請</p>	<p>略</p>	<p>(12) 法第26条 の3第3項の 規定による森 林経営規程の 廃止の承認の 申請</p>	<p>略</p>

<p>の規定による 森林経営規程 の廃止の承認 の申請</p>			
<p>(13) 法第26条 の3第4項 <u>(法第109条 第1項におい て準用する場 合を含む。)</u> の規定による 森林経営規程 の軽微な事項 に係る変更の 届出</p>	<p>略</p>	<p>(13) 法第26条 の3第4項の 規定による森 林経営規程の 軽微な事項に 係る変更の届 出</p>	<p>略</p>
<p>(14) 法第88条 の3第2項又 は第108条の 5第2項の規 定による森林 組合又は森林 組合連合会 (県内の区域 のみを地区と するものに限 る。)の吸収 分割の認可の 申請</p>	<p>ア 吸収分割認可 申請書 イ 吸収分割の経 過を記載した書 類 ウ 法第88条の2 第1項に規定す る吸収分割組合 及び吸収分割承 継組合等又は法 第108条の4に規 定する吸収分割 連合及び吸収分 割承継連合会 (以下この項に おいて「組合 等」という。)の 吸収分割に係る 総会の議事録の 謄本(法第88条 の4第1項若し くは第2項、第 108条の6第1項 又は第2項の規 定により総会の 決議を経ないで 吸収分割を行う 場合にあつて は、理事会の議 事録の謄本)</p>		

エ 法第108条の7
第1項において
準用する法第66
条第2項の規定
による公告の日
又は同項の規定
による催告の日
のいずれか早い
日における最終
事業年度に係る
各組合等の貸借
対照表

オ 吸収分割契約
書の謄本

カ 法第88条の5
第1項又は第108
条の7において
準用する法第66
条第2項の規定
により公告した
官報の写し及び
債権者に催告を
行ったことを証
する書類又は法
第8条の2第2
項の規定による
定款の定めに従
い公告した時事
に関する事項を
掲載する日刊新
聞紙の写し若し
くは電子公告の
写し

キ 各組合等の定
款

ク 各組合等の吸
収分割後初年度
の事業計画書

ケ 法第88条の5
第1項において
準用する法第65
条の2第1項の
規定による通知
の写し（総代会
において吸収分

		割を決議した場合に限る。) コ 法第88条の5第1項又は第108条の7において準用する法第67条第2項の手續を経たことを証する書類(債権者が異議を述べた場合に限る。) サ 法第88条の4第4項又は第108条の6の規定による公告又は通知の写し(法第88条の4第1項若しくは第2項又は第108条の6第1項若しくは第2項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合に限る。)		
	(15) 法第108条の3第2項において準用する法第84条第2項の規定による森林組合連合会の権利義務の包括承継の認可の申請	ア～オ 略 カ 法第108条の3第2項において準用する法第84条第4項において準用する <u>法第66条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る被承継人並びに承継人の貸借対照表</u> キ～ケ 略	(14) 法第108条の3第2項において準用する法第84条第2項の規定による森林組合連合会の権利義務の包括承継の認可の申請	ア～オ 略 カ 法第108条の3第2項において準用する法第84条第4項において準用する <u>法第66条第1項の規定により作成した被承継人並びに承継人の財産目録及び貸借対照表</u> キ～ケ 略
3 森林組合、 <u>生産森</u>	(1) 法第61条第2項(法第100条第2項	ア・イ 略 ウ <u>法第66条第2項(法第100条第</u>	3 森林組合 <u>及び生産</u>	(1) 法第61条第2項(法第100条第2項 ウ <u>法第66条第1項に規定する財</u>

<p><u>林組合及び森林組合連合会</u></p>	<p>及び第109条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可の申請</p>	<p><u>2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。以下ウ及び4の項において同じ。)</u>の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表並びに法第66条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第8条の2第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し(定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。)</p> <p>エ 法第67条第2項(法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。)に定める手続を経たことを証する書類(債権者が異議を述べたときに限る。)</p> <p>オ・カ 略</p>	<p><u>森林組合</u></p>	<p>において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可の申請</p>	<p><u>産目録及び貸借対照表並びに法第66条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第8条の2第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し(定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。)</u></p> <p>エ 法第67条第2項に定める手続を経たことを証する書類(債権者が異議を述べたときに限る。)</p> <p>オ・カ 略</p>
----------------------------	---	--	--------------------	---	---

	(2) 法第61条第4項(法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の軽微な事項に係る変更の届出	略		(2) 法第61条第4項(法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定による定款の軽微な事項に係る変更の届出	略
	(3) 法第83条第2項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)又は第108条の2第2項の規定による解散の認可の申請	ア 略 イ 法第65条の2第1項の規定による通知の写し(総代会において解散を決議した場合に限る。) ウ 略		(3) 法第83条第2項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による解散の認可の申請	ア 略 イ 法第65条の2第1項の規定による通知の写し(総代会において解散を決議した場合に限る。) ウ 略
	(4) 法第83条第5項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)又は第108条の2第5項の規定による解散の届出	略		(4) 法第83条第5項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による解散の届出	略
4 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会又は設立委員	法第84条第2項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可の申請	ア・イ 略 ウ 各組合の合併に係る総会の議事録の謄本(法第84条の2第1項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。))の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあっては、理事会	4 森林組合及び生産森林組合又は設立委員	法第84条第2項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可の申請	ア・イ 略 ウ 各組合の合併に係る総会の議事録の謄本(法第84条の2第1項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあっては、理事会の議事録の謄本)

		<p>の議事録の謄本)</p> <p>エ 法第84条第4項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する法第66条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る各組合の貸借対照表(出資組合が合併する場合に限る。)</p> <p>オ～ク 略</p> <p>ケ 法第65条の2第1項の規定による通知の写し(総代会において合併を決議した場合に限る。)</p> <p>コ 法第84条第4項(法第109条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第67条第2項の手続を経たことを証する書類(債権者が異議を述べた場合に限る。)</p> <p>サ 法第84条の2第3項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定</p>			<p>エ 法第84条第4項において準用する法第66条第1項に規定する各組合の財産目録及び貸借対照表(出資組合が合併する場合に限る。)</p> <p>オ～ク 略</p> <p>ケ 法第65条の2第1項の規定による通知の写し(総代会において合併を議決した場合に限る。)</p> <p>コ 法第84条第4項において準用する法第67条第2項の手続を経たことを証する書類(債権者が異議を述べた場合に限る。)</p> <p>サ 法第84条の2第3項の規定による公告又は通知の写し(同条第1項の規定に</p>
--	--	--	--	--	---

		<p>による公告又は通知の写し（<u>法第84条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）</u>の規定により総会の<u>決議</u>を経ないで合併を行う場合に限る。）</p> <p>シ <u>法第85条第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）</u>の規定により選任された設立委員が同項に定める手続を経たことを証する書類（合併によって組合を設立する場合に限る。）</p>			<p>より総会の<u>議決</u>を経ないで合併を行う場合に限る。）</p> <p>シ <u>法第85条第1項</u>の規定により選任された設立委員が同項に定める手続を経たことを証する書類（合併によって組合を設立する場合に限る。）</p>
5 森林組合の組合員、森林組合連合会の会員その他の利害関係人	(1) <u>法第53条第1項（法第109条第3項において準用する場合を含む。）</u> の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任等の請求	<p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>法第41条の2（法第109条第2項において準用する場合を含む。）</u>に規定する組合員名簿の写し（<u>組合員又は会員</u>が請求する場合に限る。）</p> <p>オ 請求者が利害関係人であることを証する書類（<u>組合員又は会員以外の利害関係人</u>が請求する場合に限る。）</p> <p>カ 略</p>	5 森林組合の組合員その他の利害関係人	(1) <u>法第53条第1項</u> の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任等の請求	<p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>法第41条の2</u>に規定する組合員名簿の写し（<u>組合員</u>が請求する場合に限る。）</p> <p>オ 請求者が利害関係人であることを証する書類（<u>組合員以外の利害関係人</u>が請求する場合に限る。）</p> <p>カ 略</p>
	(2) <u>法第53条第3項（法第109条第3項</u>	<p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>法第41条の2（法第109条第2</u></p>		(2) <u>法第53条第3項</u> の規定による一時代	<p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>法第41条の2</u>に規定する組合</p>

	において準用する場合を含む。)の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任の請求	項において準用する場合を含む。)に規定する組合員名簿の写し(組合員又は <u>会員</u> が請求する場合に限る。)オ 請求者が利害関係人であることを証する書類(組合員又は <u>会員</u> 以外の利害関係人が請求する場合に限る。)カ 略		表理事の職務を行うべき者の選任の請求	員名簿の写し(組合員が請求する場合に限る。)オ 請求者が利害関係人であることを証する書類(組合員以外の利害関係人が請求する場合に限る。)カ 略
略			略		
7 生産 森林組合	略 (3) 法第100条の22第1項の規定による認可地縁団体への組織変更の認可の申請	ア 略 イ <u>組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本</u> ウ <u>組織変更計画を承認した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</u> エ <u>最終事業年度に係る貸借対照表</u> オ <u>法第100条の24において読み替えて準用する法第66条第2項の規定による公告及び催告(同条第3項の規定により公告を官報のほか法第8条の2第2項の規定による定款の定めに従い同項第2号又は第3号のいずれかに</u>	7 生産 森林組合	略 (3) 法第100条の22第1項の規定による認可地縁団体への組織変更の認可の申請	ア 略 イ <u>組織変更計画</u> ウ <u>総会の議事録の謄本又は抄本</u>

		<p><u>掲げる公告の方法によりする場合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第100条の24において準用する法第67条第2項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面</u></p> <p><u>カ 組織変更後認可地縁団体の規約となるべきものの</u></p> <p><u>キ 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべきものの名簿</u></p> <p><u>ク 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下クにおいて「不動産等」という。）を保有している場合にあっては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予</u></p>			<p><u>エ 組織変更後認可地縁団体の規約</u></p>
--	--	---	--	--	--------------------------------

		<p>定している場合 にあつては保有 予定資産目録</p> <p>ケ その区域の住 民相互の連絡、 環境の整備、集 会施設の維持管 理等良好な地域 社会の維持及び 形成に資する地 域的な共同活動 を現に行ってい ることを記載し た書面</p> <p>コ 法第100条の20 第2項第7号の 日について変更 があつたとき は、その変更を 証する書面</p> <p>サ 組織変更後初 年度の事業計画 書</p> <p>シ その他参考と なるべき事項を 記載した書面</p>			
略			略		
9 生産 森林組 合の清 算人	法第99条の10の 規定による清算 結了の届出	ア 清算結了届 イ 登記事項証明 書	9 生産 森林組 合の清 算人	法第99条の10の 規定による清算 結了の届出	ア 清算結了届 イ 登記事項証明 書
10 森林 組合連 合会	法第102条第1 項の規定による 監査規程の制定 の承認の申請	ア 監査規程制定 承認申請書 イ 監査規程 ウ 理事会の議事 録の謄本又は抄			

		本			
	法第102条第1項の規定による監査規程の変更の承認の申請	<p>ア 監査規程変更承認申請書</p> <p>イ 監査規程の変更箇所の新旧対照表</p> <p>ウ 理事会の議事録の謄本又は抄本</p>			
	法第102条第1項の規定による監査規程の廃止の承認の申請	<p>ア 監査規程廃止承認申請書</p> <p>イ 理事会の議事録の謄本又は抄本</p>			
11	新設分割により設立される森林組合連合会の設立委員	<p>法第108条の13第2項の規定による森林組合連合会の新設分割の認可の申請</p> <p>ア 新設分割認可申請書</p> <p>イ 新設分割の経過を記載した書類</p> <p>ウ 新設分割をする森林組合又は森林組合連合会（以下この項において「組合等」という。）の新設分割に係る総会の議事録の謄本（法第108条の14第1項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う場合にあつては、理事会の議事録の謄本）</p> <p>エ 法第108条の15において準用する法第66条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る各組合</p>			

等の貸借対照表

オ 新設分割計画
の謄本

カ 法第108条の15
において準用す
る法第66条第2
項の規定により
公告した官報の
写し及び債権者
に催告を行った
ことを証する書
類又は法第8条
の2第2項の規
定による定款の
定めに従い公告
した時事に関す
る事項を掲載す
る日刊新聞紙の
写し若しくは電
子公告の写し

キ 新設分割によ
り設立される連
合会の定款

ク 新設分割によ
り設立される連
合会の新設分割
後初年度の事業
計画書

ケ 法第108条の15
において準用す
る法第65条の2
第1項の規定に
よる通知の写し
(総代会におい
て新設分割を決
議した場合に限
る。)

コ 法第108条の15
において準用す
る法第67条第2
項の手続を経た
ことを証する書
類(債権者が異
議を述べた場合
に限る。)

		<p>サ 法第108条の14 第3項の規定による公告又は通知の写し（同条第1項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う場合に限る。）</p> <p>シ 法第108条の15 において準用する法第85条第1項の規定より選任された設立委員が同項に定める手続を経たことを証する書類</p>			
--	--	---	--	--	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を<u>受けた者のうち、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者であって、</u>次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和4年3月31日</u>までに借り入れる貸付金（以下この条において「被災者貸付金」という。）の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。ただし、被災者貸付金の償還期間及び据置期間については、それぞれ3年を加えた期間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第15条第1項に規定する認定特定植栽事業者が同条第2項に規定する認定特定植栽事業計画に従って同法第2条第4項に規定する特定植栽事業を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。</p>	<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を<u>受けた者</u>で次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和3年3月31日</u>までに借り入れる貸付金（以下この条において「被災者貸付金」という。）の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。ただし、被災者貸付金の償還期間及び据置期間については、それぞれ3年を加えた期間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項に規定する認定特定増殖事業者が同条第2項に規定する認定特定増殖事業計画に従って同法第2条第3項に規定する特定増殖事業を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第10条第1項に規定する認定特定増殖事業者が同条第2項に規定する認定特定増殖事業計画に従って同法第2条第3項に規定する特定増殖事業を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）</p> <p>(3)・(4) 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者のうち、<u>原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）</u>による影響を受けている者であって、<u>次の各号のいずれかに該当するものが令和4年3月31日までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を<u>受けた者</u>で次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和3年3月31日までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。